

～高校生等奨学給付金〈家計急変〉のお知らせ～ (返還の必要はありません。)

福岡県

福岡県では、生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費等）への支援を行うために、高校生等奨学給付金（以下「奨学給付金」という。）を支給しています。

家計の急変により保護者等の収入が減少し、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当となる世帯（年収見込270万円未満程度）も対象として奨学給付金を支給します。

■対象となる世帯

令和3年7月1日現在、次の**全て**に該当する世帯

(1) 家計急変により保護者等の収入が減少し、年間収入見込が道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の非課税相当の世帯であること。

※ 収入見込額及び税額控除の状況から判断します。

(2) 保護者等が福岡県内に住所を有し、生徒が高等学校等に在学していること。

※ 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。

(3) 生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学し、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること。

※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校等専攻科等のこと（特別支援学校の高等部は含まれません。）です。

■基準日と支給額

○家計急変により保護者等の収入が減少したのが、令和3年7月1日以前の場合

⇒ **基準日：令和3年7月1日**

世帯区分	生徒区分	給付額	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当世帯	全日制・定時制に在籍する者	・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等 ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が いない 世帯の高校生等	110,100円
		・高校生等が2人以上いる世帯の2人目の高校生等 ・15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が いる 世帯の高校生等	141,700円
	通信制、専攻科に在籍する者	48,500円	

○家計急変により保護者等の収入が減少したのが、令和3年7月2日以降の場合

⇒ **基準日：急変日が属する月の翌月1日**（急変日が1日ならばその日が基準日）

$$\text{上の表の生徒区分ごとの給付額} \times \frac{\text{基準日が属する月} \sim \text{令和4年3月までの月数}}{12 \text{ヶ月}}$$

※新入生前倒し給付を支給された方は、上記支給額から前倒し給付額を差し引いた額を支給します。

■ご準備いただく添付書類

区分	添付書類
①家計が急変したことを証するもの	給与所得がある場合 家計急変後の給与明細書3ヶ月分、直近の賞与の明細書 自営業の場合 家計急変後3ヶ月分の、月別の控除前所得、経費額が分かる書類、直近の確定申告書の写し 離職された場合 離職証明書や雇用保険受給資格者証等、離職日が確認できる書類 (※全て保護者等全員分の提出が必要)
②申立書	様式任意 (家計急変の事由・今後の収入状況等を記載すること)
③税額控除等を確認できるもの	課税証明書(保護者等全員分の提出が必要)
④扶養を確認できるもの	健康保険証の写し ※1 (世帯区分に応じた給付額が141,700円/年となる世帯のみ)
⑤家族の世帯状況を確認できるもの	家庭調書

- ※1 健康保険証の写しは、高校生等本人分と、基準日現在で15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の被扶養者及び23歳以上の高校生等のうちでいずれか1名分(計2名分)を提出してください。国民健康保険証の場合は、扶養関係の確認ができませんので、国民健康保険証と併せて「扶養申立書」を提出してください。
また、健康保険証の写しを提出される際は、**被保険者等記号・番号等は塗りつぶしを行う等、被保険者等記号・番号等が復元できない状態**で提出してください。

■代理受領制度について

- 高校生等奨学給付金は、「授業料以外の教育に必要な経費」を支援することを目的としています。そのため、原則として、学校長が受給者に代わって、その支給される奨学給付金の一部又は全部を受領し「授業料以外の必要な経費」に充てるもの(代理受領制度)となります。代理受領制度の対象者には別途書類を送付しますので、この趣旨にご理解いただきますようお願いします。

■今後の予定

- **前倒し給付を行った場合も、今回の申請が必要となります。**
- 高校生等奨学給付金<家計急変>につきましては、随時受け付けておりますので、家計の急変により保護者等の収入が減少した場合には、下記問合せ先にご相談ください。
- **令和3年度分の申請受付期限は、令和4年2月28日(月)です。**

～高校生等奨学給付金のお知らせ～

(返還の必要はありません。)

福岡県

福岡県では、国の制度を活用して、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、生活保護(生業扶助)受給世帯又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費(修学旅行費、教科書費、教材費、PTA会費、入学学用品費等)への支援を行うために、高校生等奨学給付金を支給しています。

支給の回数は、1人の高校生等に年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回、高等学校等の専攻科に通う高校生等は2回(修業年限が1年の場合は1回))が上限です。

■対象となる世帯

令和3年7月1日現在、次の**全て**に該当する世帯

- (1)生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯である。 ※ この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。
- (2)保護者(親権者)が福岡県内に住所を有すること。
※ 保護者が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。
- (3)生徒が高等学校等に在学していること。
※ 高等学校等とは、高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校高等課程・高等専門学校・高等学校等専攻科等のこと(特別支援学校の高等部は含まれません。)です。
- (4)生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等に入学し、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する高校生等であること。

■支給額

令和3年7月1日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき次の金額が支給されます。

世帯区分	生徒区分	給付額	
生活保護(生業扶助)受給世帯	全日制・定時制・通信制に在籍する者	32,300円	
	専攻科に在籍する者	48,500円	
道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯	全日制・定時制に在籍する者	・高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が <u>いない</u> 世帯の高校生等	110,100円
		・高校生等が2人以上いる世帯の2人目の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が <u>いる</u> 世帯の高校生等	141,700円
	通信制、専攻科に在籍する者	48,500円	

■手続きについて

令和3年6月以降に高等学校等就学支援金を申請された後、9月初旬頃までに、対象となる方へ学校から申請書等を送付します。

なお、ご家庭の状況に変更があった場合(保護者等の状況の変更、税の更正による税額の変更など)は、遡って金額の追給や返納が生じる可能性がありますので、すぐに事務室までお知らせください。